

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 規則
- 福島県原子力発電所立地地域振興基金貸付規則を廃止する規則
- 福島県医療法施行細則の一部を改正する規則
- 福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

## 規 則

福島県原子力発電所立地地域振興基金貸付規則を廃止する規則、福島県医療法施行細則の一部を改正する規則及び福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

### 福島県規則第十号

福島県原子力発電所立地地域振興基金貸付規則を廃止する規則

福島県原子力発電所立地地域振興基金貸付規則（昭和六十二年福島県規則第三十一号）は、廃止する。

### 附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

（市町村財政課）

### 福島県規則第十一号

福島県医療法施行細則の一部を改正する規則

福島県医療法施行細則（平成六年福島県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「当該各号に」を「知事が別に」に改め、同条第一号中「様式第一号」を削り、同条第二号中「様式第二号」を削り、同条第三号中「様式第三号」を削り、同条第

四号中「様式第四号」を削り、同条第五号中「様式第五号」を削り、同条第五号の二中「様式第五号の二」を削り、同条第五号の三中「様式第五号の三」を削り、同条第五号の四中「様式第五号の四」を削り、同条第五号の五中「様式第五号の五」を削り、同条第六号中「様式第六号」を削り、同条第七号中「様式第七号」を削り、同条第八号中「様式第八号」を削り、同条第九号中「様式第九号」を削り、同条第十号中「様式第十号」を削り、同条第十一号中「様式第十一号」を削り、同条第十二号中「様式第十二号」を削り、同条第十三号中「様式第十三号」を削り、同条第十四号中「様式第十四号」を削り、同条第十五号中「様式第十五号」を削り、同条第十六号中「様式第十六号」を削り、同条第十七号中「様式第十七号」を削り、同条第十八号中「様式第十八号」を削り、同条第十九号中「様式第十九号」を削り、同条第二十号中「様式第二十号」を削り、同条第二十一号中「様式第二十一号」を削り、同条第二十二号中「様式第二十二号」を削り、同条第二十三号中「診療用放射性同位元素備付届」を「診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素備付届」に改め、「様式第二十三号」を削り、同条第二十四号中「様式第二十四号」を削り、同条第二十五号中「様式第二十五号」を削り、同条第二十六号中「様式第二十六号」を削り、同条第二十七号中「様式第二十七号」を削り、同条第二十八号中「様式第二十八号」を削り、同条第二十九号中「様式第二十九号」を削り、同条第三十号中「様式第三十号」を削り、同条第三十一号中「様式第三十一号」を削り、同条第三十二号中「様式第三十二号」を削り、同条第三十三号中「様式第三十三号」を削り、同条第三十四号中「様式第三十四号」を削り、同条第三十五号中「様式第三十五号」を削り、同条第三十六号中「様式第三十六号」を削り、同条第三十七号中「様式第三十七号」を削り、同条第三十八号中「様式第三十八号」を削り、同条第三十九号中「様式第三十九号」を削り、同条第四十号中「様式第四十号」を削り、同条第四十一号中「様式第四十一号」を削り、同条第四十二号中「様式第四十二号」を削る。

第三条の見出し中「市町村」を「市」に改める。

様式第一号から様式第四十二号までを削る。

### 附 則

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第三条の見出しの改正規定は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の福島県医療法施行細則（以下「改正前の規則」という。）のそれぞれの規定に基づき提出されている申請書等は、改正後の福島県医療法施行細則の相当の規定に基づいて提出された申請書等とみなす。

3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（地域医療課）

### 福島県規則第十二号

福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

福島県営住宅等条例施行規則（平成九年福島県規則第八十二号）の一部を次のよう

に改正する。  
第三条第三項第一号ア中「所得金額（以下）」の下に「この号において」を加える。  
第六条第三号ア中「にある者を含む。以下この号」の下に「及び第十六条第三項」を加える。

第十六条に次の一項を加える。

3 入居者又はその同居者に二十歳未満の子を扶養している当該子の父又は母（配偶者が不在者で、所得税法第八十一条の規定による控除の対象となっていないものに限る。）がある場合における第一項第一号から第四号までのいずれかに該当するときは、政令第一条第三号に規定する所得金額の合計から、その父又は母一人につき二十万円（その者の所得金額が二十万円未満である場合には、当該所得金額を控除した額を十二で除した額とする）

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

（建築住宅課）